

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月17日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 パトリス・コンシコール
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成26年10月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2. 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略することがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

- ①～③ （省略）
- ④ ファンドの特色
（省略）

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる75の国と地域に6,300を超える拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。
（以下省略）

<訂正後>

- ①～③ （省略）
- ④ ファンドの特色
（省略）

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる74の国と地域に6,200を超える拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。
（以下省略）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

- ①（省略）
- ② 投資態度
 - 1）～5）（省略）
 - 6）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引を行うことができます。

7) (省略)

<訂正後>

① (省略)

② 投資態度

1) ~ 5) (省略)

6) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）は、ヘッジ目的で行うことを基本とします。

7) (省略)

(5) 【投資制限】

<訂正前>

① 当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

1) ~ 3) (省略)

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

(a)~(c) (省略)

(d) 前記(a)から(c)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記5）、6）、7)の(b)および14)の(b)において同じ。）

5) ~ 10) (省略)

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

(省略)

12) 公社債の空売り

(省略)

13) 公社債の借入れ

(省略)

14) 外国為替予約の指図および範囲

(省略)

15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

(省略)

16) 再投資の指図

委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

17) 資金の借入れ

(省略)

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(省略)

② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) (省略)

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引およ

び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C ブラジル マザーファンド）の投資方針

（１）運用の基本方針

①（省略）

② 投資態度

１）～７）（省略）

８）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことができます。

（２）（省略）

（３）主な投資制限

１）～11）（省略）

12) 信用取引の指図範囲
（省略）

15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
（省略）

14) 公社債の借入れ
（省略）

15) 外国為替予約の指図および範囲
（省略）

<訂正後>

① 当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

１）～３）（省略）

４）同一銘柄の株式等への投資制限

(a)～(c)（省略）

(d) 前記(a)から(c)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記５）、６）、７）の(b)および15)の(b)において同じ。）

５）～10）（省略）

11) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲
（省略）

13) 公社債の空売り
（省略）

14) 公社債の借入れ
（省略）

15) 外国為替予約の指図および範囲
（省略）

16) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
（省略）

17) 再投資の指図

委託会社は、前記16)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

18) 資金の借入れ

(省略)

19) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(省略)

② 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) (省略)

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンド（H S B C ブラジル マザーファンド）の投資方針

(1) 運用の基本方針

① (省略)

② 投資態度

1) ～ 7) (省略)

8) デリバティブ取引は、ヘッジ目的で行うことを基本とします。

(2) (省略)

(3) 主な投資制限

1) ～ 11) (省略)

12) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

13) 信用取引の指図範囲

(省略)

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

(省略)

15) 公社債の借入れ

(省略)

16) 外国為替予約の指図および範囲

(省略)

3 【投資リスク】

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

(省略)

① 基準価額の変動リスク

1) ～ 4) (省略)

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きく

なる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6)～8) (省略)

② デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブ運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③ その他の留意点

1)～5) (省略)

(2) 運用リスクに対する管理体制

(省略)

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

(省略)

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

(省略)

① 基準価額の変動リスク

1)～4) (省略)

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6)～8) (省略)

② デリバティブ取引のリスク

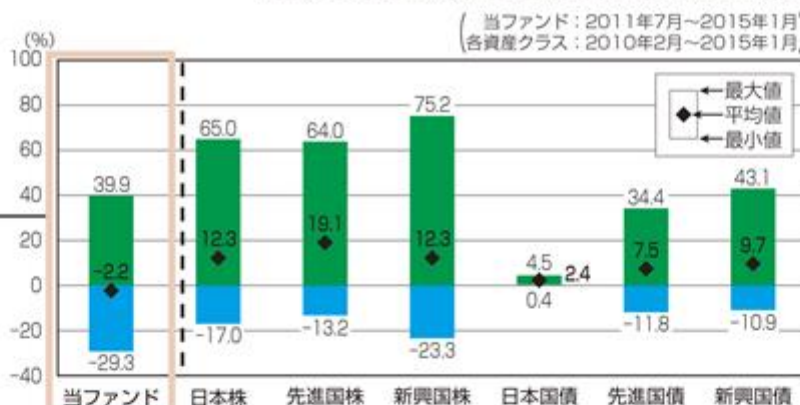
当ファンドはデリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③ その他の留意点

1)～5) (省略)

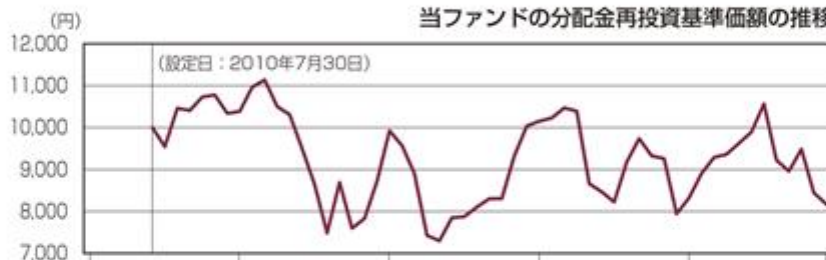
< 参考情報 >

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、当ファンドについては上記記載の期間、代表的な資産クラスについては上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてが当ファンドの投資対象になるとは限りません。

当ファンドの分配金再投資基準価額の推移



当ファンドの年間騰落率の推移



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

< 参考 > 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

・東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数 (TOPIX) の商標または標準に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

・シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制

(省略)

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

（省略）

4 【手数料等及び税金】

（２）【換金（解約）手数料】

<訂正前>

①（省略）

② 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

<訂正後>

①（省略）

② 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（換金で生じるコストを換金される投資者に一部負担していただくものです。）

（３）【信託報酬等】

<訂正前>

①（省略）

② 信託報酬の支払い

（省略）

※委託会社の報酬には、H S B C バンク ブラジル エス エイ－Banco Múltiploへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬が含まれています。

<訂正後>

①（省略）

② 信託報酬の支払い

（省略）

※委託会社の報酬には、H S B C バンク ブラジル エス エイ－Banco Múltiploへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬が含まれています。

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①（省略）

② 外貨建資産の保管費用

③～④（省略）

⑤ その他諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

（省略）

<訂正後>

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①（省略）

② 保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③～④（省略）

⑤ その他諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出に係る費用・ 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用・ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用など

（省略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（省略）

（注）上記の内容は平成26年8月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

（省略）

（注）上記の内容は平成27年1月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

以下は2015年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	66,100,184	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△23,109	△0.03
合計(純資産総額)		66,077,075	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	H S B C ブラジル マザーファンド	56,928,933	1.3287	75,641,474	1.1611	66,100,184	100.03

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2015年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2011年 7月22日)	67,755,999	67,755,999	0.9799	0.9799
第2計算期間末 (2012年 7月23日)	34,293,572	34,293,572	0.7562	0.7562
第3計算期間末 (2013年 7月22日)	38,715,484	38,715,484	0.8626	0.8626

第4計算期間末	(2014年 7月22日)	44,523,372	44,523,372	1.0019	1.0019
	2014年 1月末日	35,449,105	—	0.7939	—
	2月末日	37,166,161	—	0.8323	—
	3月末日	39,766,155	—	0.8905	—
	4月末日	41,372,106	—	0.9287	—
	5月末日	41,703,029	—	0.9362	—
	6月末日	42,876,650	—	0.9625	—
	7月末日	43,958,396	—	0.9892	—
	8月末日	46,933,869	—	1.0561	—
	9月末日	40,986,287	—	0.9223	—
	10月末日	39,709,610	—	0.8956	—
	11月末日	76,847,680	—	0.9482	—
	12月末日	68,407,615	—	0.8441	—
	2015年 1月末日	66,077,075	—	0.8172	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2010年 7月30日～2011年 7月22日	0.0000
第2計算期間	2011年 7月23日～2012年 7月23日	0.0000
第3計算期間	2012年 7月24日～2013年 7月22日	0.0000
第4計算期間	2013年 7月23日～2014年 7月22日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2010年 7月30日～2011年 7月22日	△2.0
第2計算期間	2011年 7月23日～2012年 7月23日	△22.8
第3計算期間	2012年 7月24日～2013年 7月22日	14.1
第4計算期間	2013年 7月23日～2014年 7月22日	16.1
第5中間計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月22日	△16.0

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2010年 7月30日 ～2011年 7月22日	69,270,039	121,780	69,148,259

第2計算期間	2011年 7月23日 ～2012年 7月23日	17,947,793	41,743,501	45,352,551
第3計算期間	2012年 7月24日 ～2013年 7月22日	—	471,688	44,880,863
第4計算期間	2013年 7月23日 ～2014年 7月22日	—	440,336	44,440,527
第5中間計算期間	2014年 7月23日 ～2015年 1月22日	36,706,343	289,920	80,856,950

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初の設定口数を含みます。

（参考）H S B C ブラジル マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	52,196,001,478	96.43
	バミューダ諸島	262,440,621	0.48
	小計	52,458,442,099	96.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,671,340,544	3.09
合計(純資産総額)		54,129,782,643	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	236,480,000	△0.44

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラジル	株式	CCR SA	運輸	6,104,315	779.24	4,756,768,220	746.82	4,558,885,571	8.42
2	ブラジル	株式	ITAUSA- INVESTIMENTOS ITAU-PR	各種金融	7,814,123	381.92	2,984,386,824	423.58	3,309,921,849	6.11
3	ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・ タバコ	3,904,300	768.14	2,999,059,430	802.21	3,132,099,737	5.79
4	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	1,946,176	1,373.80	2,673,664,374	1,514.99	2,948,452,748	5.45
5	ブラジル	株式	CIELO SA	各種金融	1,478,100	1,669.11	2,467,122,826	1,825.98	2,698,992,863	4.99
6	ブラジル	株式	BRF SA	食品・飲料・ タバコ	883,727	2,052.07	1,813,478,502	2,855.66	2,523,623,845	4.66
7	ブラジル	株式	BRADESCO PN	銀行	1,404,530	1,467.78	2,061,543,853	1,578.55	2,217,132,068	4.10
8	ブラジル	株式	TOTVS SA	ソフトウェア・ サービス	1,394,738	1,568.57	2,187,744,185	1,493.65	2,083,264,361	3.85
9	ブラジル	株式	BRADESCO PN - ADR	銀行	1,219,387	1,604.65	1,956,692,398	1,577.45	1,923,528,120	3.55

10	ブラジル	株式	ECORODOVIAS INFRAESTRUTURA E LOGISTICA	運輸	3,703,428	619.71	2,295,051,366	490.32	1,815,864,817	3.35
11	ブラジル	株式	SAO MARTINHO SA	食品・飲料・ タバコ	1,146,241	1,400.59	1,605,413,683	1,545.87	1,771,939,575	3.27
12	ブラジル	株式	BRADSPAR SA -PREF	各種金融	3,161,211	876.21	2,769,916,302	518.01	1,637,551,555	3.03
13	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	銀行	1,078,931	1,571.65	1,695,703,006	1,501.77	1,620,311,602	2.99
14	ブラジル	株式	SAO CARLOS EMPREENHIMENTOS	不動産	1,017,209	1,467.78	1,493,041,060	1,381.97	1,405,758,425	2.60
15	ブラジル	株式	AREZZO INDUSTRIA E COMERCIO	耐久消費財・ アパレル	1,196,800	1,177.18	1,408,860,247	1,132.27	1,355,107,917	2.50
16	ブラジル	株式	DURATEX SA	素材	3,850,095	494.03	1,902,080,279	347.76	1,338,924,437	2.47
17	ブラジル	株式	BM&FBOVESPA SA	各種金融	3,017,736	493.95	1,490,616,732	443.10	1,337,170,892	2.47
18	ブラジル	株式	EMBRAER SA	資本財	1,134,800	947.25	1,074,947,320	1,048.74	1,190,110,152	2.20
19	ブラジル	株式	PETROBRAS PN	エネルギー	2,567,991	658.20	1,690,275,582	397.25	1,020,134,425	1.88
20	ブラジル	株式	VALID SOLUCOES SA	商業・専門 サービス	520,051	1,599.91	832,035,837	1,816.00	944,412,616	1.74
21	ブラジル	株式	PETROBRAS ON - ADR	エネルギー	1,160,519	1,558.53	1,808,709,479	756.79	878,280,779	1.62
22	ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA	電気通信サー ビス	1,392,198	533.44	742,668,023	553.42	770,478,570	1.42
23	ブラジル	株式	ODONTOPREV S.A.	ヘルスケア機 器・サービス	1,530,462	415.86	636,464,049	475.33	727,486,746	1.34
24	ブラジル	株式	VALE SA	素材	812,408	1,407.85	1,143,751,853	819.47	665,743,984	1.23
25	ブラジル	株式	SUZANO PAPEL E CELULOSAE S.A.	素材	1,361,200	401.39	546,385,282	483.05	657,535,827	1.21
26	ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES SA	保険	444,300	1,096.41	487,134,963	1,339.30	595,050,990	1.10
27	ブラジル	株式	GERDAU SA - PREF	素材	1,470,267	656.48	965,206,761	404.51	594,743,585	1.10
28	ブラジル	株式	CPFL ENERGIA SA	公益事業	723,738	813.06	588,449,110	800.85	579,609,920	1.07
29	ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	731,253	1,166.97	853,357,380	735.02	537,489,967	0.99
30	ブラジル	株式	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL PFD B	銀行	984,382	570.22	561,318,241	542.52	534,056,766	0.99

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	-------------

株式会社
 外国
 銀行
 各種金融
 食品・飲料・タバコ
 運輸
 素材
 エネルギー
 ソフトウェア・サービス
 資本財
 不動産
 商業・専門サービス
 耐久消費財・アパレル
 公益事業
 ヘルスケア機器・サービス
 電気通信サービス
 保険
 消費者サービス
 メディア
 合計

株式	外国	銀行	18.48
		各種金融	16.60
		食品・飲料・タバコ	14.88
		運輸	11.78
		素材	9.27
		エネルギー	4.14
		ソフトウェア・サービス	3.85
		資本財	3.61
		不動産	2.60
		商業・専門サービス	2.53
		耐久消費財・アパレル	2.50
		公益事業	1.97
		ヘルスケア機器・サービス	1.83
		電気通信サービス	1.48
		保険	1.10
		消費者サービス	0.16
		メディア	0.13
合計			96.91

（注）業種分類は、世界産業分類基準（G I C S）に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	2,000,000.00	236,414,000	236,480,000	△0.44

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考情報) 運用実績

(2015年1月末現在) 基準価額: 8,172円/純資産総額: 0.66億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



② 分配の推移

決算期	分配金
第4期(2014年7月)	0円
第3期(2013年7月)	0円
第2期(2012年7月)	0円
第1期(2011年7月)	0円
設定来累計	0円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

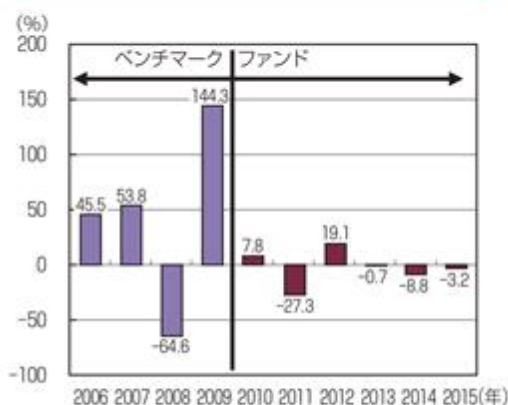
③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	銘柄名	業種	比率
1	イタウ・ウニバンコ・ホールディング	銀行	8.4%
2	CCR	運輸	8.4%
3	ブラデスコ銀行	銀行	7.8%
4	イタウザ・インベスティメントス・イタウ	各種金融	6.1%
5	アンペブ	食品・飲料・タバコ	5.8%
6	シエロ	各種金融	5.0%
7	BRF	食品・飲料・タバコ	4.7%
8	ペトロプラス	エネルギー	4.1%
9	TOTVS	ソフトウェア・サービス	3.8%
10	エコロドピラス	運輸	3.4%
組入銘柄数			41

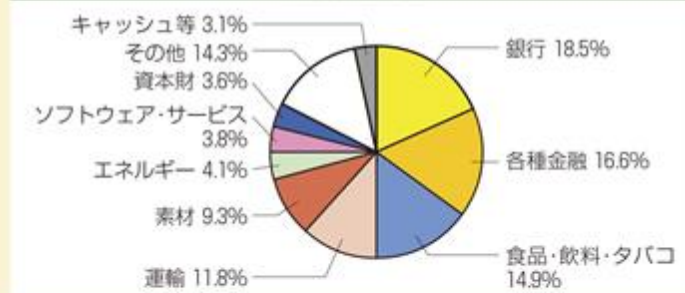
・銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の正式名称やその和文訳と異なる場合があります。

④ 年間収益率の推移



- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2010年は、設定日(7月30日)から年末までの騰落率です。
- ・2015年は、年初から1月末までの騰落率です。

業種別組入比率



・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.03%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

金融取引税の基準価額への影響等を月報で開示しております。月報は委託会社ホームページでご覧いただけます。

※上記「③主要な資産の状況」については、より実態に即した内容とするため、HSBC投信が独自に編集している場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

① 信託契約の解約（繰上償還）

(a)～(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

※平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)（省略）

②～④（省略）

⑤ 信託約款の変更等

(a)（省略）

(b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

※平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

※平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)～(g)（省略）

⑥～⑦（省略）

⑧ 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

※平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (www.assetmanagement.hsbc.com/jp) に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、これを交付します。

<訂正後>

① 信託契約の解約（繰上償還）

(a)～(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)（省略）

②～④（省略）

⑤ 信託約款の変更等

(a)（省略）

(b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c)（省略）

(d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e)～(g)（省略）

⑥～⑦（省略）

⑧ 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ (www.assetmanagement.hsbc.com/jp) に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、販売会社を通じて交付します。

4 【受益者の権利等】

<訂正前>

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①～③（省略）

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤ 帳簿閲覧・謄写の請求権

（省略）

<訂正後>

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①～③（省略）

④ 帳簿閲覧・謄写の請求権
（省略）

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

（1）（省略）

（2）（省略）

<訂正後>

（1）（省略）

（2）（省略）

（3）当ファンドの中間財務諸表は、第5期中間計算期間（平成26年7月23日から平成27年1月22日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（4）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成26年7月23日から平成27年1月22日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

末尾に中間財務諸表を追加します。

<末尾追加>

【中間財務諸表】

H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期中間計算期間末 平成27年 1月22日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	68,488,563
流動資産合計	68,488,563
資産合計	68,488,563
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	28,389
未払委託者報酬	326,352
その他未払費用	52,511
流動負債合計	407,252
負債合計	407,252
純資産の部	
元本等	
元本	80,856,950
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△12,775,639
（分配準備積立金）	2,956,753
元本等合計	68,081,311
純資産合計	68,081,311
負債純資産合計	68,488,563

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

第5期中間計算期間	
自 平成26年 7月23日	
至 平成27年 1月22日	
営業収益	
有価証券売買等損益	△7,630,421
営業収益合計	△7,630,421
営業費用	
受託者報酬	28,389
委託者報酬	326,352
その他費用	52,511
営業費用合計	407,252
営業利益又は営業損失（△）	△8,037,673
経常利益又は経常損失（△）	△8,037,673
中間純利益又は中間純損失（△）	△8,037,673
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△23,267
期首剰余金又は期首欠損金（△）	82,845
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,172
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,172
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,856,250
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,856,250
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△12,775,639

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別 第5期中間計算期間 自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期中間計算期間末 平成27年 1月22日現在	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	80,856,950口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	12,775,639円
3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8420円
(10,000口当たり純資産額)	(8,420円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期中間計算期間 (自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用
118,245円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第5期中間計算期間末 (平成27年 1月22日現在)
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 金銭債務 中間貸借対照表に計上している金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

第5期中間計算期間（自 平成26年7月23日 至 平成27年1月22日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第5期中間計算期間末（平成27年1月22日現在）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5期中間計算期間（自 平成26年7月23日 至 平成27年1月22日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第5期中間計算期間末 平成27年 1月22日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	44,440,527円
期中追加設定元本額	36,706,343円
期中一部解約元本額	289,920円

（参考情報）

「H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）」は、「H S B C ブラジル マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの当中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ブラジル マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

（単位：円）

平成27年 1月22日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	1,234,600,133
コール・ローン	108,275,590
株式	54,217,044,653
未収入金	364,989,498
未収配当金	123,346,292
未収利息	29
流動資産合計	56,048,256,195
資産合計	56,048,256,195
負債の部	
流動負債	
未払解約金	106,640,977
流動負債合計	106,640,977
負債合計	106,640,977
純資産の部	

元本等	
元本	46,778,541,147
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	9,163,074,071
元本等合計	55,941,615,218
純資産合計	55,941,615,218
負債純資産合計	56,048,256,195

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	期別 自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。 (2)資産・負債の状況は、平成27年1月22日現在です。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年3月31日から翌年3月30日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 1月22日現在	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	46,778,541,147口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1959円
(10,000口当たり純資産額)	(11,959円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 平成27年 1月22日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額 時価の算定方法	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（自 平成26年7月23日 至 平成27年1月22日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成27年1月22日現在）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成26年7月23日 至 平成27年1月22日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

平成27年 1月22日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成26年 7月23日
期首元本額	49,893,200,500円
期末元本額	46,778,541,147円
期中追加設定元本額	4,399,454,001円
期中一部解約元本額	7,514,113,354円
元本の内訳※	
H S B C ブラジル オープン	46,721,271,673円
H S B C ブラジル株式オープン （野村SMA向け）	57,269,474円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

以下は平成27年1月末現在のファンドの現況です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	66,100,184 円
II 負債総額	23,109 円
III 純資産総額（I－II）	66,077,075 円
IV 発行済口数	80,856,950 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8172 円
（1万口当たり純資産額）	（8,172 円）

（参考）H S B C ブラジル マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	54,372,653,977 円
II 負債総額	242,871,334 円
III 純資産総額（I－II）	54,129,782,643 円
IV 発行済口数	46,618,308,527 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1611 円
（1万口当たり純資産額）	（11,611 円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

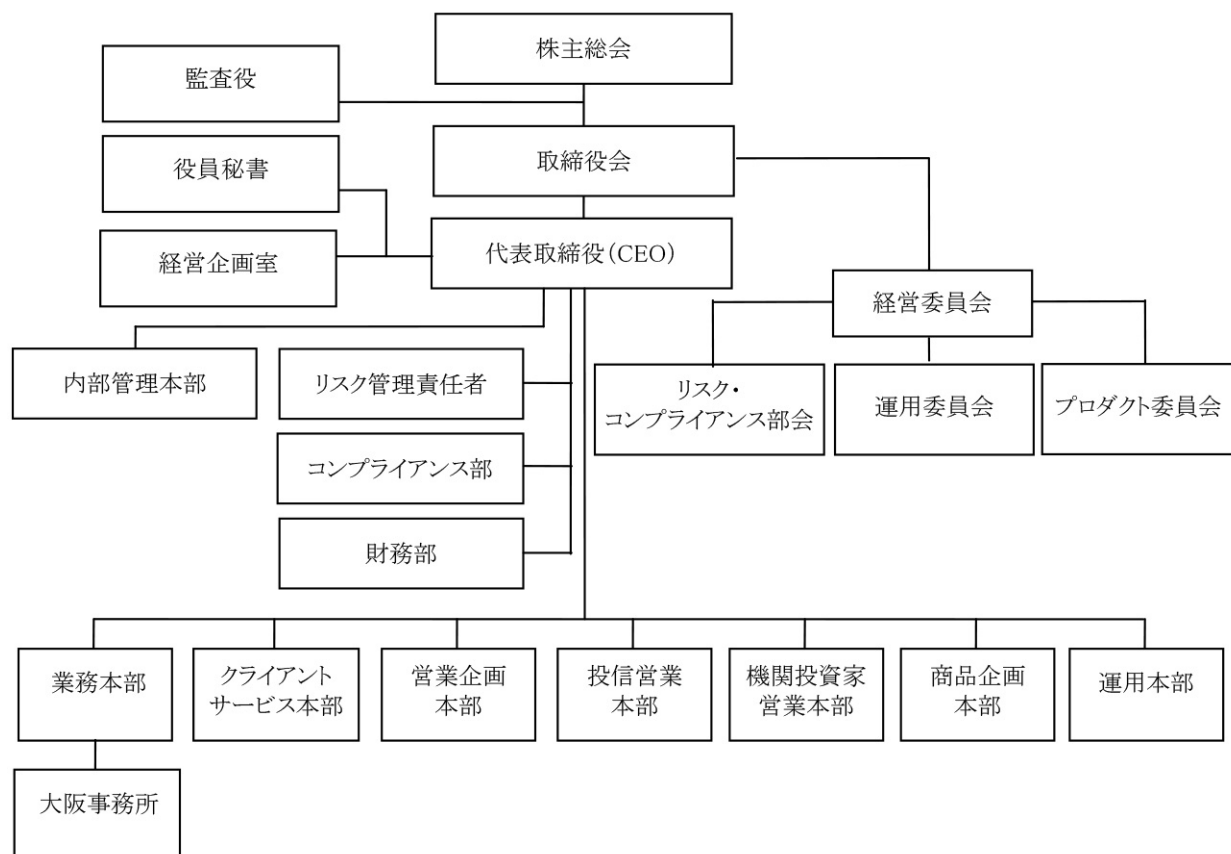
1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) (省略)

(2) 委託会社の機構

① 組織図（本書提出日現在）



② 経営体制

(省略)

③ 投資運用の意思決定機構

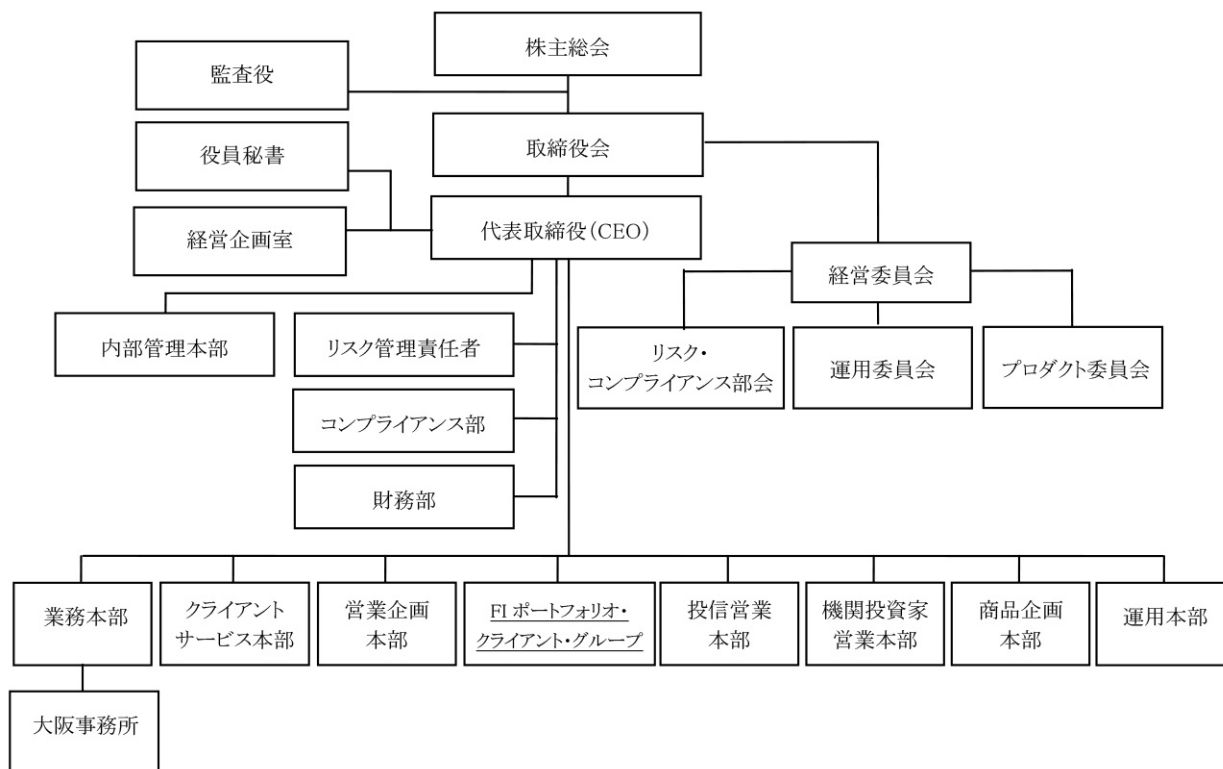
(省略)

<訂正後>

(1) (省略)

(2) 委託会社の機構

① 組織図（本書提出日現在）



② 会社の意思決定機構
(省略)

③ 投資運用の意思決定機構
(省略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

- ① 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
- ② 平成26年8月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	46	901,910百万円
合 計	46	901,910百万円

<訂正後>

- ① 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。
- ② 平成27年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	<u>44</u>	<u>1,025,240</u> 百万円
合 計	<u>44</u>	<u>1,025,240</u> 百万円

3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

- （１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （２）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- （３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- （４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	1,194,239	*4	1,389,484
前払費用		8,634		14,338
未収入金		20,034		17,906
未収委託者報酬		2,133,937		1,507,022
未収運用受託報酬		546		298
未収投資助言報酬		9,496		-
未収収益		31,189		40,881
未収消費税等		21,701		-
繰延税金資産		114,364		96,356
流動資産合計		3,534,144		3,066,288
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		11,758		4,006
器具備品		2,678		1,076
有形固定資産合計		14,436		5,083
無形固定資産				
商標権		791		691
無形固定資産合計		791		691
投資その他の資産				
敷金		34,432		34,432
繰延税金資産		14,210		16,848
投資その他の資産合計		48,643		51,281
固定資産合計		63,871		57,056
資産合計		3,598,016		3,123,344
負債の部				
流動負債				
未払金	*4、5	1,269,895	*4、5	1,003,080
未払費用		519,794	*4	454,190
未払消費税等		-		2,719
未払法人税等	*2	310,913	*2	225,287
賞与引当金		57,786		52,398
流動負債合計		2,158,390		1,737,677
固定負債				
役員退職慰労引当金		32,335		36,220
固定負債合計		32,335		36,220
負債合計		2,190,725		1,773,897
純資産の部				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
利益剰余金				
利益準備金		123,750		123,750
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		788,541		730,696
利益剰余金合計		912,291		854,446
株主資本合計		1,407,291		1,349,446
純資産合計		1,407,291		1,349,446
負債・純資産合計		3,598,016		3,123,344

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)				
	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		8,307,420		7,433,286
運用受託報酬		1,046		1,872
投資助言報酬		52,122		660
その他営業収益		96,288		346,601
営業収益計		8,456,879		7,782,420
営業費用				
支払手数料	*2	3,460,201	*2	3,120,225
広告宣伝費		28,988		16,510
調査費				
調査費		26,365		30,571
委託調査費		1,558,078		1,337,573
調査費計		1,584,444		1,368,144
委託計算費		117,744		127,386
営業雑費				
通信費		20,602		13,917
印刷費		102,666		77,913
協会費		6,160		5,179
諸会費		550		500
営業雑費計		129,979		97,510
営業費用計		5,321,358		4,729,777
一般管理費				
給料	*2			
役員報酬	*1	71,095	*1	66,085
給料・手当	*3	847,114	*3	798,439
退職手当		76,388		61,981
賞与		212,891		207,031
賞与引当金繰入額		57,786		52,398
給料計		1,265,276		1,185,936
交際費		3,991		3,040
旅費交通費		27,299		24,520
租税公課		11,779		11,285
不動産賃借料		60,553		74,218
役員退職慰労引当金繰入		3,885		3,885
固定資産減価償却費		9,589		9,453
弁護士費用等		61,186		29,824
事務委託費	*2	280,786	*2	364,122
保険料		9,345		9,688
諸経費		74,577		91,559
一般管理費計		1,808,271		1,807,535
営業利益		1,327,249		1,245,107
営業外収益				
受取利息		1		1
その他		891		407
営業外収益計		893		409
営業外費用				
為替差損		1,581		8,945

雑損失	3	-
営業外費用計	1,584	8,945
経常利益	1,326,558	1,236,570
特別利益		
固定資産売却益	- *4	46
特別利益計	-	46
税引前当期純利益	1,326,558	1,236,616
法人税、住民税及び事業税	576,870	491,091
法人税等調整額	△38,320	15,370
法人税等合計	538,550	506,461
当期純利益	788,008	730,155

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
繰越利益 剰余金						
当期首残高	495,000	-	6,452,283	6,452,283	6,947,283	6,947,283
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△6,328,000	△6,328,000	△6,328,000	△6,328,000
剰余金の配当に伴う準備金 の積立	-	123,750	△123,750	-	-	-
当期純利益	-	-	788,008	788,008	788,008	788,008
当期変動額合計	-	123,750	△5,663,741	△5,539,991	△5,539,991	△5,539,991
当期末残高	495,000	123,750	788,541	912,291	1,407,291	1,407,291

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	788,541	912,291	1,407,291	1,407,291
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△788,000	△788,000	△788,000	△788,000
当期純利益	-	-	730,155	730,155	730,155	730,155
当期変動額合計	-	-	△57,844	△57,844	△57,844	△57,844
当期末残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備	5年
器具備品	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権	10年
-----	-----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員がいない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
建物附属設備	29,390	千円	37,142	千円
器具備品	14,073		10,339	

※ 2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
法人税	178,967	千円	126,185	千円
復興特別法人税	35,938		30,587	
事業税	28,432		20,747	
地方法人特別税	30,060		21,176	
住民税	37,515		26,591	

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000	千円	1,000,000	千円
借入実行残高	-	千円	-	千円
差引額	1,000,000	千円	1,000,000	千円

※4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
預金	1,067,426	千円	1,353,698	千円
未払金	25,119		17,852	
未払費用	-		29,082	

※5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(損益計算書関係)

※1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
取締役 年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役 年額	50,000		50,000	

※2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
支払手数料	35,730	千円	5,071	千円
事務委託費	164,153		223,525	
人件費等	21,048		41,779	

※3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	
退職給付費用相当額	110,010	千円	117,102	千円

※4 有形固定資産売却益の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
建物附属設備	- 千円	- 千円
器具備品	-	46
計	- 千円	46 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月30日 取締役会	普通株式	6,328	3,013,333	平成24年3月31日	平成24年12月4日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-----------------	-----------------	-----	-------

平成25年10月4日 取締役会	普通株式	788	375,238	平成25年3月31日	平成25年10月15日
--------------------	------	-----	---------	------------	-------------

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が設定しているファンドの信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,194,239	1,194,239	—
（2）未収委託者報酬	2,133,937	2,133,937	—
（3）未収運用受託報酬	546	546	—
（4）未収投資助言報酬	9,496	9,496	—
（5）未収収益	31,189	31,189	—
資産計	3,369,409	3,369,409	—
（1）未払金	1,269,895	1,269,895	—
（2）未払費用	519,794	519,794	—
負債計	1,789,689	1,789,689	—

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬、（5）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,389,484	1,389,484	—
(2) 未収委託者報酬	1,507,022	1,507,022	—
(3) 未収運用受託報酬	298	298	—
(4) 未収収益	40,881	40,881	—
資産計	2,937,686	2,937,686	—
(1) 未払金	1,003,080	1,003,080	—
(2) 未払費用	454,190	454,190	—
負債計	1,457,271	1,457,271	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	2,686 千円	3,940 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	11,523	12,908
未払金否認	27,570	1,545
未払費用否認	44,216	62,216
賞与引当金否認	21,964	18,674
未払事業税等	22,232	14,941
貯蔵品	-	108
繰延税金資産小計	130,195	114,334
評価性引当額	△1,620	△1,129
繰延税金資産の合計	128,575	113,204

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0 %	38.0 %
評価性引当額	△0.1	△0.1
住民税均等割	0	0.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6	2.3
事業税段階税率端数調整	△0.0	△0.0

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5	40.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が6,410千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等の金額が6,410千円増加しております。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	58,968百万香港ドル	銀行業	間接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,067,426
							*2 支払手数料	35,730	未払金	25,119
							*3 事務委託	164,153		
							人件費等	21,048		

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	85,318百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,353,698
							*2 支払手数料	5,071	未払金	17,852
							*3 事務委託	223,525		
							人件費等	41,779	未払費用	29,082

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	67,304	未払費用	18,208
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約 ・役員の兼任	事務委託 *1 支払投資 運用報酬	28,209 702,443	未払費用	140,268
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資 運用報酬	125 39,464	未収収益 未払費用	- 4,559
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	804,701	未払費用	262,410
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	60,273	未払費用	3,207
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借料 等	4,921 1,141,370	未払金	289,803
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	2,296 15,446 1,165	未払金	1,012

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 その他営業収益	12,569	未収収益	9,825
-------------	---	------------------	----------	-----------	----	--------	------------	--------	------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職 業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	92,918	未払費用	17,127
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*3 事務委託 *1 支払投資 運用報酬 *6 その他営業収益	30,144 664,929 153,630	未払費用	120,576
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*6 その他営業収益 *1 支払投資 運用報酬	65,308 33,704	未収収益	9,571
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	582,788	未払費用	194,963
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	56,150	未払費用	29,100
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借 料等	3,023 1,180,554	未払金	310,429
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約・ 事務委託・ 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	36 4,187 83	未払金 未払費用	77 160
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニュー ヨーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	44,876	未収収益	15,180

同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千 香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	70,561	未収収益	15,239
-------------	---	----	-----------------	-------	----	--------	------------	--------	------	--------

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- *6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	670,138.73円	642,593.80円
1株当たり当期純利益	375,242.04円	347,693.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)
当期純利益（千円）	788,008	730,155
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	788,008	730,155
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

<中間財務諸表>

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成26年 9月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	759,812
前払費用	13,434

未収入金	21,658
未収委託者報酬	1,661,542
未収運用受託報酬	326
未収収益	59,097
繰延税金資産	105,289
流動資産合計	2,621,161
固定資産	
有形固定資産	*1
建物附属設備	674
器具備品	573
有形固定資産合計	1,248
無形固定資産	
商標権	641
無形固定資産合計	641
投資その他の資産	
敷金	34,432
繰延税金資産	18,265
投資その他の資産合計	52,698
固定資産合計	54,588
資産合計	2,675,750
負債の部	
流動負債	
預り金	192
未払金	*4 722,452
未払費用	464,125
未払消費税等	*2 74,629
未払法人税等	233,667
賞与引当金	128,078
流動負債合計	1,623,146
固定負債	
役員退職慰労引当金	38,162
固定負債合計	38,162
負債合計	1,661,309
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	395,690
利益剰余金合計	519,440
株主資本合計	1,014,440
純資産合計	1,014,440
負債・純資産合計	2,675,750

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成26年 4月 1日	
至 平成26年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,699,395
運用受託報酬	575
その他収益	179,627
営業収益計	3,879,598

営業費用		
支払手数料		1,561,231
広告宣伝費		8,020
調査費		
調査費		22,340
委託調査費		667,782
調査費計		690,123
委託計算費		64,573
営業雑費		
通信費		4,616
印刷費		27,362
協会費		2,448
諸会費		400
営業雑費計		34,828
営業費用計		2,358,776
一般管理費		
給料		
役員報酬		46,745
給料・手当	*1	420,825
賞与		29,346
賞与引当金繰入額		75,680
給料計		572,597
交際費		375
旅費交通費		10,195
租税公課		5,786
不動産賃借料		39,591
役員退職慰労引当金繰入		1,942
固定資産減価償却費	*2	4,014
弁護士費用等		9,922
事務委託費		248,614
保険料		5,310
諸経費		35,371
一般管理費計		933,721
営業利益		587,099
営業外収益		
受取利息		1
その他		159
営業外収益計		160
営業外費用		
為替差損		3,994
雑損失		380
営業外費用計		4,374
経常利益		582,885
税引前中間純利益		582,885
法人税、住民税及び事業税		228,241
法人税等調整額		△10,350
法人税等合計		217,891
中間純利益		364,993

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	△700,000	△700,000	△700,000	△700,000
中間純利益	-	-	364,993	364,993	364,993	364,993
当中間期変動額合計	-	-	△335,006	△335,006	△335,006	△335,006
当中間期末残高	495,000	123,750	395,690	519,440	1,014,440	1,014,440

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 [自]平成26年 4月 1日 [至]平成26年 9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5 年 器具備品 3 ～ 5 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 1 0 年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成26年 9月30日現在）
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	40,474千円
器具備品	10,972千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引借入未実行残高	1,000,000千円

※4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 [自]平成26年 4月 1日 [至]平成26年 9月30日	
※1	給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額33,360千円が含まれております。
※2	減価償却費は以下の通りであります。
	有形固定資産 3,964千円
	無形固定資産 50千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 [自]平成26年 4月 1日 [至]平成26年 9月30日	
1	発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 取締役会	普通株式	700	333,333	平成26年3月31日	平成26年7月14日

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	759,812	759,812	—
(2) 未収委託者報酬	1,661,542	1,661,542	—
(3) 未収運用受託報酬	326	326	—
(4) 未収収益	59,097	59,097	—
資産計	2,480,779	2,480,779	—
(1) 未払金	722,452	722,452	—
(2) 未払費用	464,125	464,125	—
負債計	1,186,578	1,186,578	—

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、
(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）**（１） セグメント情報**

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２） 関連情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報**（１） 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２） 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

（３） 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（４） 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（５） 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

当中間会計期間 [自]平成26年4月 1日 [至]平成26年9月30日	
1株当たり純資産額	483,067.03円
1株当たり中間純利益金額	173,806.55円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成26年4月 1日 [至]平成26年9月30日
中間純利益（千円）	364,993
普通株式に係る中間純利益（千円）	364,993
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年3月25日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）」の平成26年7月23日から平成27年1月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「H S B C ブラジル株式オープン（野村SMA向け）」の平成27年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年7月23日から平成27年1月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年6月17日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。